

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

資 料

令和8年1月27日（火）

埼玉会館 6D会議室

目 次

	ページ
◇埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿	1
◇埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則	2
◇公衆浴場の入浴料金について	3
◇公衆浴場業の現状	4
◇公衆浴場への助成制度	5
◇令和4～6年度公衆浴場経営実態調査について	6
◇赤字経営の要因について	7
◇入浴料金の改定について	9
◇参考資料（全国公衆浴場入浴料金一覧表）	10
◇公衆浴場入浴料金改定申請書	11

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

(任期：令和7年11月12日～令和9年11月11日)

	氏 名	職 名
学 識 経 験 者	たかやす けんいち 高安 健一	獨協大学経済学部教授
	の も と れい こ 野本 怜子	埼玉県議会議員
	い わ な が たかひろ 岩永 貴浩	さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課 課長補佐
利 用 者 代 表	ながい しょうこ 永井 祥子	情報労連埼玉県協議会女性担当
	よしだ ゆ み こ 吉田 裕美子	埼玉県地域婦人会連合会事務局長
	たかはし はじめ 高橋 一	川口市安行地区民生委員児童委員協議会会長
経 営 者 代 表	さかい ひさゆき 酒井 久之	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
	な ば た け じゆんこ 菜 畠 順子	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合組合員
	はら いくよ 原 育世	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合組合員

改 令和 三年 三月三〇日規則第一〇号

正

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則をここに公布する。

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

（委員）

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 公衆浴場の利用者の意見を代表する者
- 三 公衆浴場の経営者の意見を代表する者

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（会議の公開）

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（議事録）

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

一部改正〔令和三年規則一〇号〕

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

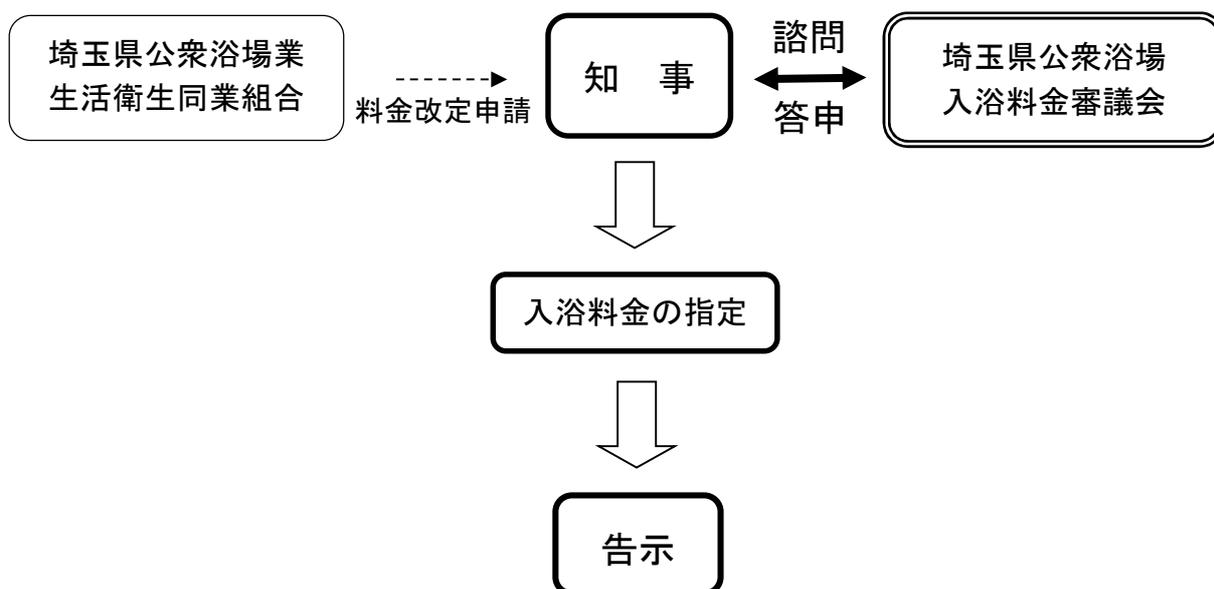
公衆浴場の入浴料金について

1 公衆浴場入浴料金について

○物価統制令に基づき、一般公衆浴場（銭湯）の入浴料金は知事が上限額を指定する。

○料金（最高統制額）を改定する場合は、

- ①審議会等を設置し、関係者の意向を把握する
- ②公衆浴場経営について、実態調査を行う



2 埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員

- (1) 委 嘱 知 事
- (2) 任 期 2 年
- (3) 人 数 9 人
- (4) 構 成
 - ア 学識経験者（3人）
 - イ 公衆浴場の利用者の意見を代表する者（3人）
 - ウ 公衆浴場の経営者の意見を代表する者（3人）

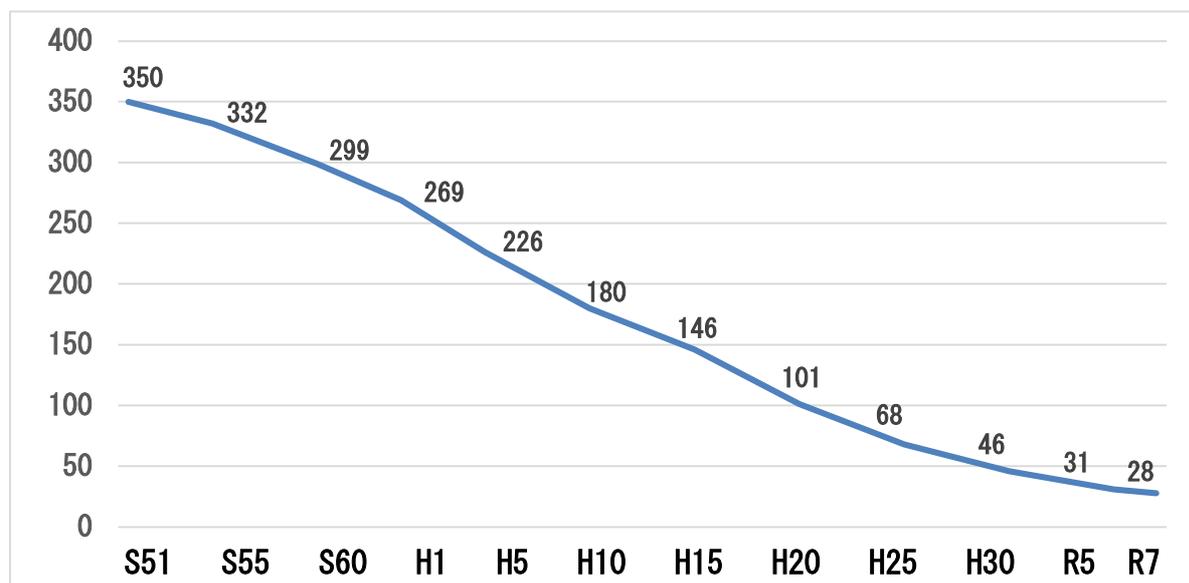
3 公衆浴場入浴料金（令和6年4月1日施行）

大人（12歳以上）	500円
中人（6歳以上12歳未満）	200円
小人（6歳未満）	70円

公衆浴場業の現状

1 一般公衆浴場数の推移（衛生行政報告例より）

（施設数）



2 入浴料金の推移

（単位：円）

期間	区	大人	中人	小人	洗髪料
R 6. 4. 1 ~		500	200	70	
R 4. 10. 1 ~ R 6. 3. 31		480	180	70	
R 2. 4. 1 ~ R 4. 9. 30		450	180	70	
H26. 10. 1 ~ R 2. 3. 31		430	180	70	
H18. 12. 26 ~ H26. 9. 30		410	180	70	
H12. 10. 1 ~ H18. 12. 25		380	180	70	
H 9. 7. 1 ~ H12. 9. 30		370	170	70	
H 7. 10. 1 ~ H 9. 6. 30		350	150	70	
H 7. 1. 1 ~ H 7. 9. 30		340	150	70	
H 5. 7. 23 ~ H 6. 12. 31		330	140	70	
H 4. 7. 10 ~ H 5. 7. 22		320	130	60	
H 3. 8. 10 ~ H 4. 7. 9		310	120	60	
H 2. 6. 25 ~ H 3. 8. 9		300	120	60	
H 元. 6. 20 ~ H 2. 6. 24		280	110	60	
S63. 7. 11 ~ H 元. 6. 19		270	100	60	廃止
S62. 7. 24 ~ S63. 7. 10		240	100	60	30
S61. 8. 5 ~ S62. 7. 23		230	100	60	30
S59. 7. 13 ~ S61. 8. 4		220	100	60	30
S58. 7. 8 ~ S59. 7. 12		210	100	60	30
S57. 7. 1 ~ S58. 7. 7		200	100	60	30
S55. 11. 11 ~ S57. 6. 30		190	100	60	30
S54. 11. 9 ~ S55. 11. 10		170	70	40	20
S53. 11. 10 ~ S54. 11. 8		155	70	40	20
S52. 8. 9 ~ S53. 11. 9		130	70	40	20
S50. 12. 1 ~ S52. 8. 8		100	50	30	20

（12歳以上のみ。但し、丸刈り、スポーツ刈り、角刈りの男子を除く）

大人：12歳以上 中人：6歳以上12歳未満 小人：6歳未満

公衆浴場への助成制度

1 当初予算の推移

(単位：千円)

年度 制度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
経営安定化対策補助	6,400	6,800	6,800	6,120	5,520
福祉ボランティア事業補助	30	30	30	30	30
合 計	6,430	6,830	6,830	6,150	5,550

2 公衆浴場補助事業

制 度	令和6年度事業実績		令和7年度事業内容	
経営安定化 対策補助	当初予算	6,120千円	当初予算	5,520千円
	補助額	3,882千円	補助額	未定
	補助件数	39件	補助件数	未定
	対象設備	元釜、ろ過器等の設置又は改修に要した費用 レジオネラ検査経費	対象設備	元釜、ろ過器等の設置又は改修に要した費用 レジオネラ検査経費
福祉ボランティア 事業補助	当初予算	30千円	当初予算	30千円
	補助額	30千円	補助額	30千円
	事業内容	子どもの日に幼児無料入浴サービスを実施。 (実施浴場数：29浴場)	事業内容	子どもの日に幼児無料入浴サービスを実施。

令和4～6年度公衆浴場経営実態調査について

1 根拠

○公衆浴場経営実態調査要綱（昭和38年8月12日厚生省環境衛生局長通知）

「この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより、適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。」

2 調査対象

次の条件により埼玉県保健医療部生活衛生課が選定した「6浴場」

- (1) 原則として、一般公衆浴場以外の事業を営んでいない浴場
- (2) 各浴場の1日当たり平均入浴者数が県内浴場の入浴者数の平均値に近似する浴場

3 調査結果

- (1) 営業収支（令和3年1月1日から令和5年12月31日まで）

6浴場の平均営業収支（1年間当たり）

収 入	19,393,761円
支 出	21,529,773円
収支差額	-2,136,012円

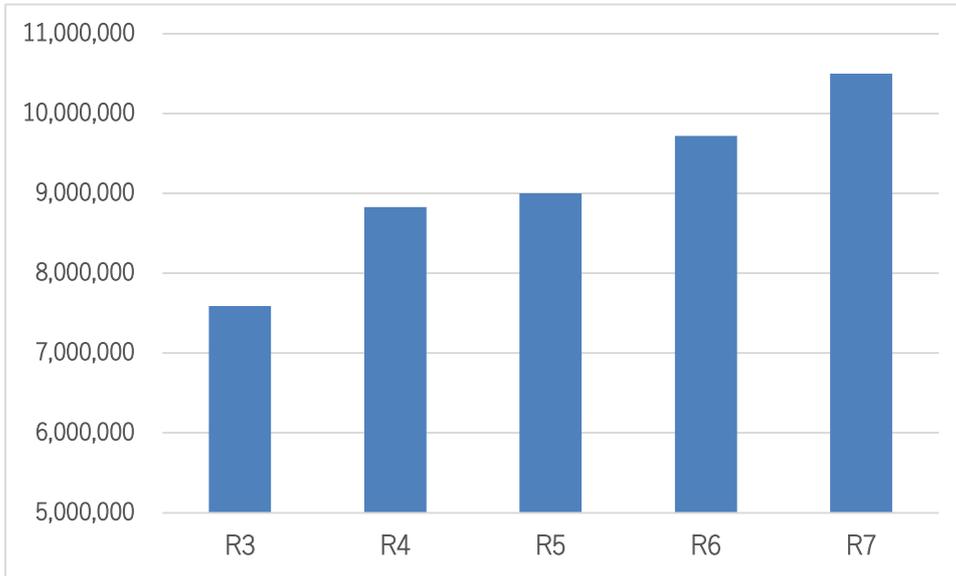
- (2) 入浴者数調査（令和6年11月11日から令和6年11月17日の7日間）

1日当たりの平均入浴者数

大人（12歳以上）	120.0人
中人（6歳以上12歳未満）	1.1人
小人（6歳未満）	0.7人
合計	121.8人
合計（大人換算）	120.5人

赤字経営の要因について

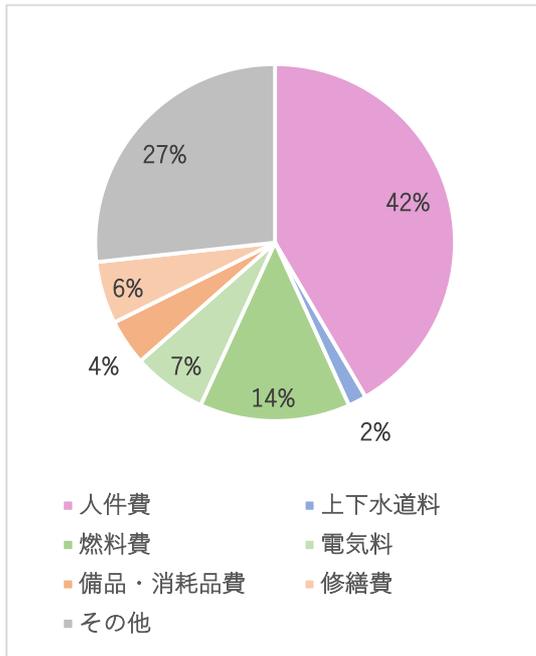
1 人件費の増加状況（円）



※R3～R5は実態調査の結果による。R6、R7は推測値。

家族従業員以外が増加傾向

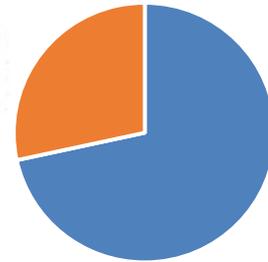
・支出の内訳（R6年度実態調査）



・従業員の内訳（全浴場調査）

R3

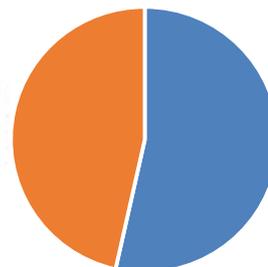
28%



■ 家族従業員
■ 外部 (パート、アルバイト)

R6

47%



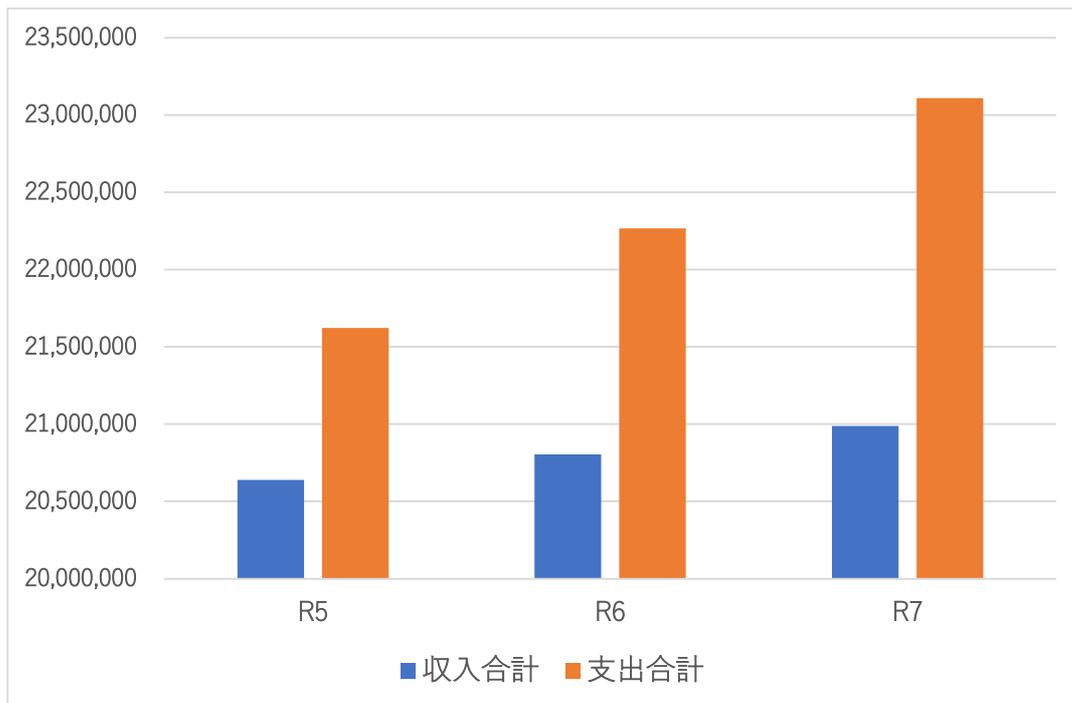
■ 家族従業員
■ 外部 (パート、アルバイト)

2 物価高騰の状況



埼玉県総務部統計課資料（さいたま市消費者物価指数）：年率3%の上昇率

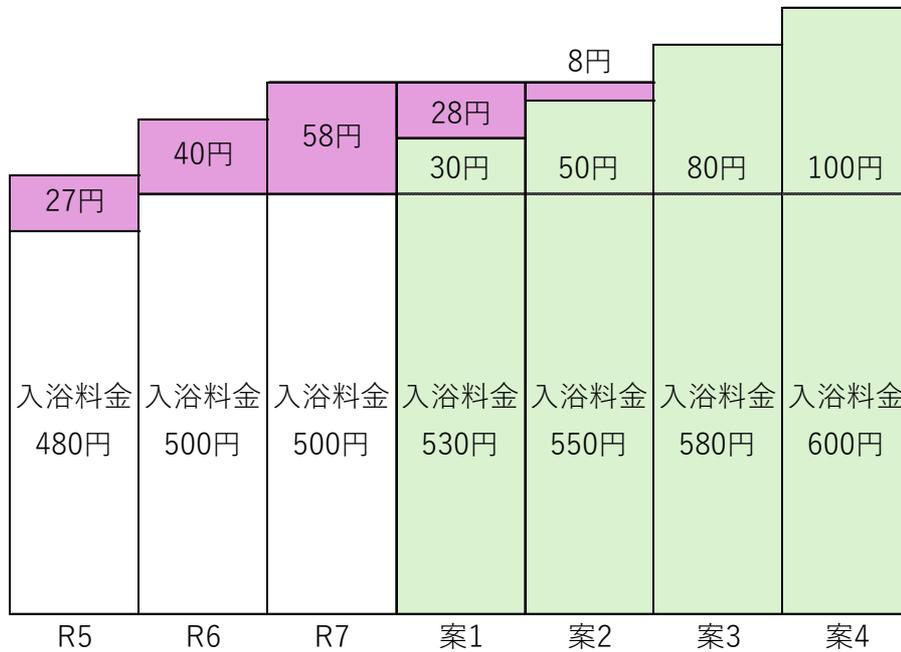
3 浴場経営収支（円）



※R5は実態調査の結果による。R6、R7は推測値。

入浴料金の改定について

1 入浴料金改定のイメージ図



2 入浴料金改定の試算

各入浴料金改定案と入浴者1人当たりの収入増加額（円）

改定案	大人	中人	小人	収入増加額
案1-1	530	200	70	29.8
案1-2	530	200	100	29.9
案2-1	550	200	70	49.6
案2-2	550	200	100	49.8
案3-1	580	200	70	79.3
案3-2	580	200	100	79.5
案4-1	600	200	70	99.2
案4-2	600	200	100	99.3

参考資料（全国公衆浴場入浴料金一覧表）

都道府県名	施行年月日	入浴料金（円） （R8.3.1時点）			普通浴場数 （R7.3）
		大人	中人	小人	
1 北海道	令和 6 年 10 月 1 日	500	150	80	154
2 青森県	令和 5 年 4 月 10 日	480	170	80	199
3 岩手県	令和 2 年 4 月 1 日	480	170	80	6
4 宮城県	令和 7 年 12 月 1 日	500	180	100	6
5 秋田県	平成 31 年 1 月 1 日	460	130	90	5
6 山形県	平成 7 年 4 月 1 日	300	120	80	0
7 福島県	平成 30 年 4 月 1 日	450	150	90	9
8 茨城県	平成 10 年 3 月 1 日	350	130	70	1
9 栃木県	令和 5 年 2 月 15 日	460	200	100	8
10 群馬県	令和 5 年 8 月 1 日	450	200	100	12
11 埼玉県	令和 6 年 4 月 1 日	500	200	70	30
12 千葉県	令和 8 年 1 月 30 日	550	200	100	32
13 東京都	令和 6 年 8 月 1 日	550	200	100	428
14 神奈川県	令和 8 年 3 月 1 日	570	250	130	108
15 新潟県	令和 5 年 1 月 1 日	480	150	70	24
16 富山県	令和 7 年 3 月 1 日	500	180	100	65
17 石川県	令和 7 年 5 月 1 日	500	150	70	54
18 福井県	令和 8 年 1 月 1 日	530	170	80	14
19 山梨県	令和 7 年 4 月 1 日	470	170	70	15
20 長野県	令和 6 年 4 月 1 日	500	170	80	30
21 岐阜県	令和 5 年 4 月 1 日	500	180	100	16
22 静岡県	令和 8 年 1 月 1 日	520	200	100	9
23 愛知県	令和 7 年 4 月 1 日	530	180	100	59
24 三重県	令和 8 年 1 月 10 日	500	200	100	17
25 滋賀県	令和 5 年 5 月 1 日	490	150	100	12
26 京都府	令和 7 年 4 月 1 日	550	200	100	126
27 大阪府	令和 7 年 4 月 1 日	600	200	100	323
28 兵庫県	令和 8 年 1 月 1 日	570	200	100	137
29 奈良県	令和 7 年 12 月 1 日	530	200	100	15
30 和歌山県	令和 6 年 4 月 1 日	490	170	100	20
31 鳥取県	令和 7 年 5 月 1 日	550	200	100	11
32 島根県	令和 5 年 5 月 1 日	430	160	90	1
33 岡山県	令和 7 年 8 月 1 日	480	200	100	11
34 広島県	令和 7 年 8 月 1 日	500	200	100	42
35 山口県	令和 7 年 3 月 1 日	480	170	90	15
36 徳島県	令和 5 年 1 月 1 日	450	150	70	18
37 香川県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	13
38 愛媛県	令和 5 年 4 月 1 日	450	150	60	22
39 高知県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	7
40 福岡県	令和 7 年 4 月 1 日	550	200	100	23
41 佐賀県	令和 6 年 3 月 1 日	450	150	100	1
42 長崎県	令和 5 年 4 月 1 日	400	150	80	10
43 熊本県	令和 4 年 11 月 1 日	450	150	80	49
44 大分県	令和 4 年 12 月 27 日	430	160	80	72
45 宮崎県	平成 20 年 2 月 1 日	350	130	60	9
46 鹿児島県	令和 5 年 12 月 25 日	460	150	80	205
47 沖縄県	平成 18 年 2 月 11 日	370	170	100	1

大人の 入浴料金 （円）	中人の 入浴料金 （円）	都道府県名
600	200	大阪府
570	250	神奈川県
	200	兵庫県
550	200	東京都
		千葉県
		京都府
		鳥取県
		福岡県
530	200	奈良県
	180	愛知県
	170	福井県
520	200	静岡県
500	200	埼玉県
		三重県
		広島県
	180	宮城県
		富山県
		岐阜県
	170	長野県
150	北海道	
490	170	石川県
480	170	和歌山県
	150	滋賀県
	200	岡山県
	170	青森県
		岩手県
150	山口県	
470	150	新潟県
460	170	山梨県
	200	栃木県
	150	鹿児島県
450	130	秋田県
	200	群馬県
	150	福島県
		徳島県
		香川県
		愛媛県
		高知県
佐賀県		
熊本県		
430	160	島根県
400	150	大分県
370	170	長崎県
350	130	沖縄県
		茨城県
300	120	宮崎県
		山形県

公衆浴場入浴料金改定申請書

令和7年10月6日

埼玉県知事
大野元裕様

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 酒井久之

平素より公衆浴場の経営の安定と確保のために、多大なるご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県当局におかれましては、地域住民が健康で衛生的な生活をするために日々ご尽力されておりますことに敬意を表すると共に、私共公衆浴場に対しまして、埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金などの助成策を継続していただき深く感謝を申し上げます。

さて、一般公衆浴場は行政の種々の助成策にも拘わらず、現在の組合員数は26軒となっております。

要因は、令和2年にコロナウイルス感染症が発生し世の中が大きく変化したこと、また昨今の世界情勢の変化に伴う物価高騰が継続していることなどが挙げられます。これらの影響による公衆浴場業における費用負担額の増大は想定外の状況となっております。

さらには、経営者の高齢化・後継者問題等が追い打ちとなり、廃業を選択せざるを得ない状況となっております。

現在の入浴料金については、令和6年4月に改定されたものであり、再び短期間で値上げすることについては、組合員の中でも意見が分かれました。

しかし、昨今の物価や賃金の上昇は、経営努力だけでは克服が困難な状況となっており、今後も利用者の皆様に安心して公衆浴場をご利用いただくためには、利用者様の負担にならない範囲での入浴料金の改定をお願いするしかないとの結論に至りました。

私共組合としては、これからも一般公衆浴場の地域住民に果たす役割を十分に理解し、利用者の安心安全を第一に施策を講じると共に、経営基礎の強化に努め、業の効率化・最適化に積極的に取り組んで参る所存です。

以上の私共の事情をご賢察のうえ、入浴料金の改定に特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

